

高梁市耐震改修促進計画における別途定める事項

令和2年3月

令和3年3月改定

高梁市耐震改修促進計画「第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」の「4 地震時の総合的な安全対策に関する事項」のうち、「①ブロック塀等の倒壊防止」において、別途定めることとしている事項について、次のとおり定めます。

※ブロック塀等

……補強コンクリートブロック、レンガ、石積等の組積造の塀、またはその他これらに類する塀。ただし、土塀、万年塀は除く。

1 ブロック塀等の安全対策が必要な避難路

- (1) 岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画で定めた緊急輸送道路のうち、市内に存する道路
- (2) 市が別に定める住宅や事業所等から避難所や避難場所へいたる経路
- (3) 各小中学校に報告されている通学路

2 支援策の概要

(1) 補助制度の概要

①名 称：高梁市ブロック塀等撤去事業補助金

②補助対象：

上記「1 ブロック塀等の安全対策が必要な避難路」に存するブロック塀等で以下の条件をすべて満たすもの

ア) 市内に存するもの

イ) 避難路に面しているもの（建築物に付属しない単体のブロック塀等も含む）

ウ) 道路面からの高さが80cm以上のもの

エ) 道路境界線からの距離が、ブロック塀等の高さ以下のもの

オ) 国土交通省が公表している既存のブロック塀等点検チェックリストのいずれかの項目において不適合項目がある危険なブロック塀等であるもの

③補助率：

上記②に規定するブロック塀等について、原則全部撤去する工事費のうち、以下のいずれか少ない額の3分の2の額（千円未満切り捨て）で、上限を15万円とする。

ア) 対象となるブロック塀等の撤去に要する費用（見積額）

イ) 対象となるブロック塀等の長さにより1mあたり9,000円を乗じた額